



2017(平成 29)年5月 12 日

各 位

会 社 名 JXTGホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 内田 幸雄  
コード番号 5020 東証・名証第1部  
問合せ先 財務IR部IRグループマネージャー  
日暮 達也  
(電話番号 03-6257-7075)

## 取締役および執行役員に対する株式報酬制度の導入について

当社は、2017年5月12日開催の取締役会において、当社ならびに当社の中核事業会社であるJXTGエネルギー株式会社、JX石油開発株式会社およびJX金属株式会社(当社および中核事業会社の4社を総称して、以下「対象会社」といいます。)の取締役(社外取締役および国外居住者を除く。)および取締役を兼務しない執行役員(国外居住者を除く。以下「執行役員」といいます。かかる取締役および執行役員を総称して、以下「取締役等」といいます。)を対象に、役割に応じて当社株式の交付を行う株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を新たに導入することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入について

- (1) 当社は、対象会社の取締役等を対象に、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性を明確にし、取締役等の企業価値増大への貢献意識および株主重視の経営意識を一層高め、もって、JXTGグループの中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、本制度を導入いたします。
- (2) 対象会社における本制度の導入は、対象会社ごとの取締役会および株主総会において承認を得ることを条件とします。なお、当社は、2017年5月19日開催の取締役会において、当社の取締役等を対象とした本制度の導入に関する議案を2017年6月28日開催予定の第7回定時株主総会に付議することを決議する予定です。
- (3) 本制度は、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託(以下「BIP信託」といいます。)と称される仕組みを採用するものです。BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬(Performance Share)および譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)と同様に、役割に応じて、取締役等への当社株式の交付、または、交付される当社株式のうち一部(本制度においては50%)の換価処分金相当額の金銭を給付(当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を総称して、以下「当社株式等」といい、当社株式の交付および当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付を総称して、以下「交付等」といいます。)する制度です。

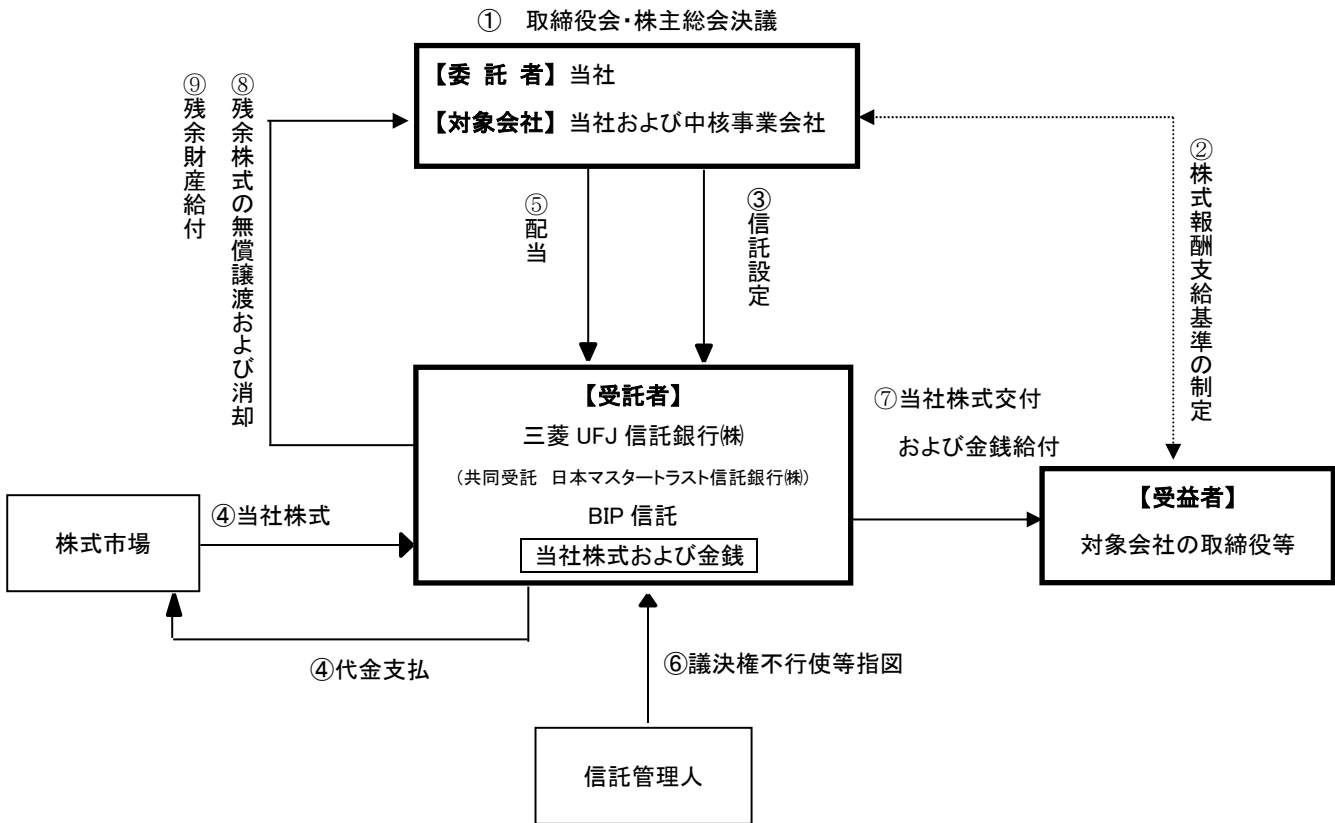
※ 本制度の導入により、対象会社の取締役等の報酬体系は、役割に応じて毎月支給される定額報酬、業績に応じてその額が変動する賞与および株式報酬により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役の報酬は、経営全般の監督機能を果たすという役割に鑑み、定額報酬のみにより構成されます。

## 2. 本制度の概要

### (1) 本制度の概要

本制度は、2018年3月末日で終了する事業年度から2020年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度にかかる取締役等の職務執行期間(以下「対象期間」といいます。)(※)を対象として、役割に応じて、役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度です。

(※) 信託期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことにより、2.(4)記載のとおり、以降の各3事業年度に延長する場合があります。



- ① 対象会社は、対象会社ごとの取締役会および株主総会において、本制度の導入について承認決議を得ます。
- ② 対象会社は、対象会社ごとの取締役会において、本制度の内容にかかる株式報酬支給基準を制定します。
- ③ 対象会社は、2. (3)記載の受益者要件を充足する取締役等を受益者とする本信託の設定において、対象会社ごとの株主総会で承認を受けた範囲内で、各対象会社の取締役等に対する報酬の原資の割合に応じて、それぞれ按分して金員を拠出します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、拠出された金員を原資として、当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。なお、本信託内の当社株式は、対象会社が拠出した金額に応じて、対象会社ごとに管理されます。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、取締役等は、各対象会社の株式報酬支給基準に従い、毎年一定のポイントの付与を受けた上で、原則としてポイントの付与から3年経過後(ただし、2. (6)記載のとおり、当該期間経過前

に取締役等を退任する場合等は当該時点)に、かかるポイント数に相当する当社株式の交付を受けます(ただし、かかるポイント数の50%に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭の給付を受けることができます)。また、本信託内の当社株式に対して支払われていた配当金についても、信託期間中に到来する各配当基準日におけるポイント数に応じた金銭を受領します。

- ⑧ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、取締役等に対する交付等の対象となります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主還元の一環として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式にかかる配当金の残余については、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、対象会社および取締役等の利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注)受益者要件を充足する取締役等に対して信託内のすべての当社株式等の交付等が行われた場合は、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、対象会社は、各対象会社の株主総会でそれぞれ承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金員を拠出することができます。

## (2) 制度導入手続

各対象会社は、各対象会社の株主総会において、本信託に拠出する金員の上限および取締役等に交付等がなされる株式の数(取締役等に付与されるポイントの数)の上限(2.(7)記載のとおり)その他必要な事項を決議します。

なお、信託期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間を以降の各3事業年度に延長する場合(2.(4)記載のとおり)は、各対象会社は、各対象会社の株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

## (3) 本制度の対象者(受益者要件)

取締役等は、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、2.(5)に定めるポイントに相当する数の当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間中に対象会社の取締役等であること(対象期間中に新たに取締役等になった者を含む。)
- ② 自己都合で退任した者および在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ③ 2.(5)記載のポイントが付与されていること
- ④ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

## (4) 信託期間

2017年8月(予定)から2020年8月(予定)までの約3年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を当初の信託期間(3年間)と同一期間延長することができます。その場合、対象会社は、延長された信託期間ごとに、各対象会社の株主総会で承認を得た金額の範囲内で、各対象会社の取締役等に対する報酬の原資となる金員を拠出し、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了のものを除く)および金銭(総称して、以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される金員の合計額は、各対象会社に対応する勘定ごとに、対応する各対象会社の株主総会で承認を得た金員の上限額の範囲内とします。

この信託期間は、その後も同様に延長することができます。また、信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、本信託の信託期間を延長させることがあります。

#### (5) 取締役等に交付等がなされる当社株式の数

本制度により取締役等に対して交付等がなされる当社株式(換価処分の対象となる株式を含む)の数は、信託期間中において、取締役等に毎年付与されるポイントにより定まります。取締役等には、毎年の一定の時期に、役割に応じてあらかじめ定められたポイントの付与が行われ、原則としてポイントの付与から3年経過後(ただし、当該期間経過前に対象会社の取締役等をいずれも退任する場合は当該時点)に、当該ポイントに応じた当社株式等の交付等が行われます。

1ポイントは、当社株式1株に相当するものとします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等が行われ、ポイントの調整を行うことが公正であると認められる場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数および2.(7)記載の上限株式数の調整がなされます。

#### (6) 取締役等に対する株式等の交付等の方法および時期

2.(3)記載の受益者要件を満たした取締役等に対しては、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則としてポイントの付与から3年経過後に、当該ポイントに対応する当社株式の交付を本信託から行うものとします。ただし、当該ポイントの50%に相当する当社株式について本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付することができます。

なお、ポイントの付与から3年を経過しない時点で取締役等(複数の取締役等を兼任している場合は、そのすべて)を退任する場合、当該取締役等に対して、退任後速やかに、当該時点までに付与されたポイントに対応する当社株式の交付を本信託から行うものとします(当該ポイントの50%に相当する当社株式について本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付することができます。)

また、信託期間中に取締役等が死亡した場合には、当該時点までに付与されたポイントに対応する当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等の相続人が給付を受けることができます。信託期間中に取締役等が国外居住者となることが決定した場合には、当該時点までに付与されたポイントに対応する当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等に対して速やかに給付するものとします。

#### (7) 本信託に拠出する金員および取締役等に交付等がなされる当社株式の上限

信託期間中に本信託に拠出される金員の上限および取締役等に交付等がなされる当社株式の数(取締役等に付与されるポイントの数)の上限は、当社および中核事業会社(3社合計)で、それぞれ以下の上限に服するものとします。

① 当社

・本信託に拠出する金員の上限(※)	600 百万円
・対象期間である3事業年度に対して、取締役等に 交付等がなされる当社株式の数の上限 (取締役等に付与されるポイントの数の上限)	120 万株 (120 万ポイント)

② 中核事業会社(3社合計)

・本信託に拠出する金員の上限(※)	2,400 百万円
・対象期間である3事業年度に対して、取締役等に 交付等がなされる当社株式の数の上限 (取締役等に付与されるポイントの数の上限)	480 万株 (480 万ポイント)

(※)本信託に拠出する金員の上限は、現在の取締役等の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬および信託費用を加算して算出しています。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

当社株式については、本信託において、2. (7)記載の各対象会社のそれぞれの株式取得資金およびポイントの上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しており、株式の希薄化は生じません。

なお、信託期間中、本信託内の当社株式の株式数が取締役等について付与されるポイントに対応した株式数に不足する可能性が生じた場合等には、2. (7)記載の各対象会社の株式取得資金およびポイントの上限の範囲内で、本信託に追加で金員を拠出し、当社株式を追加取得することができます。

(9) 本信託内の当社株式にかかる配当の取扱い

本信託内の当社株式にかかる配当については、対象期間中に到来する当社の配当基準日時点における取締役等のポイントに応じた配当額(1ポイントあたり1株に換算)に相当する金額を留保し、当社株式等の交付等とともに取締役等に給付されます。配当については、取締役等への給付のため留保される部分を除いては、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。

(10) 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式(取締役等に交付等がなされる前の当社株式)に関する議決権については、信託期間中、行使されないものとします。

(11) 本信託の終了時の取扱い

信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、取締役等に対する交付の対象になります。信託期間の満了により本信託を終了する場合(2. (4)記載の信託期間の延長が行われた場合には延長期間の終了時)には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式にかかる配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間の満了により本信託を終了する場合(2. (4)記載の信託期間の延長が行われた場合には延長期間の終了時)には、信託費用準備金を超過する部分については、対象会社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- |          |   |
|----------|---|
| ①信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)   |
| ②信託の目的   | 対象会社の取締役等に対する株式報酬制度の導入  |
| ③委託者     | 当社  |
| ④受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社(予定)<br>(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)                                     |
| ⑤受益者     | 対象会社の取締役等のうち受益者要件を満たす者  |
| ⑥信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者(公認会計士)  |
| ⑦信託契約日   | 2017年8月15日(予定)  |
| ⑧信託の期間   | 2017年8月15日(予定)～2020年8月末日(予定)  |
| ⑨制度開始日   | 2017年8月15日(予定)  |
| ⑩議決権行使   | 行使しない   |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式  |
| ⑫信託金の上限額 | 3,000百万円(予定)(信託報酬・信託費用を含む。)   |
| ⑬株式の取得時期 | 2017年8月21日(予定)～平成2017年8月30日(予定)<br>(なお、決算期(中間決算期、四半期決算期を含む。)末日以前の5営業日から決算期末日までを除く。) |
| ⑭株式の取得方法 | 株式市場より取得  |
| ⑮帰属権利者   | 当社  |
| ⑯残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。                              |

【信託・株式関連事務の内容】

- |         |  |
|---------|--|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。     |

以 上